

有害獣防護柵設置補助金交付手続きの流れ

内 容	流 れ	様 式
1 交付申請書の提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">農業者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">倉敷市</div> 交付申請書を農林水産課または、支所産業課へ御提出ください。 添付書類 ① 事業実施計画書 ② 地図（防護柵の設置場所を記入） ③ 土地の地番・面積・所有者が分かる書類 （固定資産税課税通知書 など） ④ カタログ ⑤ 見積書などを添付	交付申請書 事業実施計画書
2 交付決定	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">倉敷市</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">農業者</div> 申請書が提出されたら、交付決定通知を送付します。この決定後に事業に着手してください。	交付決定通知書
3 実績報告書の提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">農業者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">倉敷市</div> 設置が完了し、支払が完了したら、速やかに実績報告書を提出してください。 添付書類 ① 事業実績書 ② 位置図 ③ 完成図面 ④ 完成写真 ⑤ 納品書・納品時写真 ⑥ 領収書などを添付	実績報告書 事業実績書
4 補助金額の確定	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">倉敷市</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">農業者</div> 御提出いただいた実績報告書を確認し完了確認後、補助金額の確定通知書を送付します。	確定通知書
5 請求書の提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">農業者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">倉敷市</div> 補助金額の確定通知書をもとに補助金を請求してください。補助金の交付となります。	請求書

※ 注意事項

- ① 新しく設置する防護柵のみ対象となります。現在あるものを新しくする場合は対象になりません。
- ② 交付決定後より、資材の購入や設置ができます。既に購入済みのものなどは、補助の対象になりません。
- ③ 補助金の申請後、途中で事業を中止することは原則できません。
- ④ 補助金額は、事業費の1/2以内です。全額の補助ではありませんので、自己負担が必ず生じます。